

平成30年3月20日
知事公室くまモングループ



平成29年くまモン利用商品 年間売上高 1,408億円超！

平成29年における、民間企業・団体によるくまモンを利用した商品等の売上高合計を調査したところ、下記のとおりの結果となりました。

- 1年間の売上高は1,408億円を超え、6年連続で売上高を更新しました。
- 平成23年からの7年間の売上高累計は、5,000億円を超えました。

記

	H28年	H29年	対前年比
グッズ等	185億6521万円	213億6213万円	115%
食品	1094億5748万円	1195億1207万円	109%
計	1280億2269万円	1408億7420万円	110%

※今回調査分は最終小売価格（推計）の合計額となります。また、事業者によっては、販売額未整理などで回答がないところもあり、実際の売上高は上記以上となります。

【参考：うち海外における売上げ額】

	H28年	H29年	対前年比
グッズ等 (うち県内企業分)	16億1843万円 (5億9717万円)	31億6776万円 (18億1378万円)	195% (303%)
食品 (うち県内企業分)	1億7781万円 (1億5748万円)	7億1702万円 (6億8758万円)	403% (436%)
計 (うち県内企業分)	17億9625万円 (7億5465万円)	38億8478万円 (25億137万円)	216% (331%)

<お問い合わせ先>

熊本県知事公室くまモングループ 担当 四方田、井龍
TEL 096-333-2133 (内線5258)

くまモンイラスト付！ ブラッシュアップ事業による海外輸出専用商品の開発について

県では今年度、海外への販路拡大に意欲のある県内企業を対象に、専門家を派遣し商品開発、販路開拓等を総合的に支援する「海外販売商品ブラッシュアップ事業」を実施しています。

今般、当該事業による商品開発第一号として、県内企業2社が海外（中国）輸出専用に関地で人気のあるくまモンイラスト付商品を開発しました。

両社とも海外輸出専用に関品開発するのは今回が初めてとなります。

県は今後も様々な施策を通じ、海外でも人気のあるくまモンも活用しながら、県内企業の海外展開を積極的に支援してまいります。

記

1 「海外販売商品ブラッシュアップ事業」概要

(1) 内容

各国の市場に詳しい専門家を派遣し、現地モニタリング、商品開発、現地テストマーケティング、販路開拓をトータルでサポートする。

(2) 対象国

中国、シンガポール

(3) 委託先

【中国】双日九州株式会社、【シンガポール】株式会社ゴールドボンド

(4) 支援企業数

【中国】7社、【シンガポール】12社

2 商品開発者・商品名 ※くまモンイラスト利用分のみ

①オークラ製菓株式会社（本社：熊本市）「乳酸菌ヨーグルトキャンディ」

②丸富産業株式会社（本社：御船町）「阿蘇山天然水」

※両商品は中国市場専用に関品開発されたもの。

※両社とも海外輸出専用に関品開発するのは今回が初めて。

3 現地テストマーケティング

対象国	イベント名	場所	期間
中国	熊本・九州フェア	上海久光百貨店	2月28日～3月13日
シンガポール	熊本フェア	伊勢丹スコッツ	1月19日～1月25日
	九州&沖縄フェア	シンガポール高島屋	3月5日～3月18日

4 成果報告会

事業成果を県内企業に広くフィードバックするため、成果報告会を開催する。

(日時) 3月27日(火) 13:30～15:30

(会場) 熊本県庁行政棟新館2階 201会議室

お問い合わせ先

国際課 吉田・麦田<内線:3190(直:096-333-2158)>



海外における新たなくまモンイラスト 利用制度の運用開始について

今年1月4日に発表した、海外におけるくまモンイラスト利用の新制度について、海外展開に取り組む県内企業等の支援策を含め、来月4月から制度の運用を開始することにしましたので、お知らせします。

なお、詳細は下記のとおりです。

記

【県内企業等の支援策】

1 対象商品

国内利用許諾を受けた商品（平成30年4月2日以降に申請したものに限り）で、以下の①・②のいずれかに該当し、かつ、日本からの輸出の実態が確認できるもの。

- ① 熊本県内に本店（本社）がある企業の商品
- ② 熊本県内で製造された商品

	熊本県内に本店がある企業の商品	熊本県内に本店がない企業の商品
県内製造・輸出	○	○
県外製造・輸出	○	—
海外製造・熊本に輸入のうえ輸出	○	—
海外製造・海外販売（輸出実態なし）	—	—

2 支援策の概要

- (1) イラスト利用料を無料とします。
- (2) 申請受付から許諾までの全ての事務を、県（利用許諾事務局）で行います。
- (3) 専用のイラストを利用できます（イラストについては現在準備中です）。
- (4) 1社独占のカテゴリについても、商品の販売が可能です。

【一般ルールとの比較】

	一般ルール	今回の対象商品
利用料	有料	無料
申請窓口・審査	各国の窓口	県内（許諾事務局）
その他		・専用イラスト利用可能 ・独占カテゴリへの参入可能

3 手続の流れ

- (1) 国内利用許諾を受けた商品について、実際に輸出を行う際、「くまモン関連商品輸出申請書」に必要書類を添えて提出。
- (2) 県が交付する「認証シール」を、許諾商品に貼り付け（食品など、ロットが多いもの等については認証シールの貼付けを免除する場合あり）。

※様式や添付書類の詳細については、近日中にくまモンオフィシャルホームページでお知らせします。

4 申請受付開始日

平成30年4月2日（月）

【その他参考】

- (1) 海外企業に対する許諾手続きについて

1に該当するもの以外の商品についても、平成30年4月1日（日）より、株式会社アサツーディ・ケイにより利用許諾手続きが開始されます。

同社が許諾する商品については、原則として平成30年10月1日以降の発売となります（イベントやゲームへの利用、ブランドとのコラボレーションなど、県内企業等の商品と競合しないもの等は、この限りではありません）。

- (2) イラスト利用料の用途について

くまモンイラストの利用料収入は、各国における窓口運営やイラストの不正利用対策、商標管理などの権利保全、くまモンの活躍空間を拡大させるためのプロモーション経費に活用されます。

なお、将来的に、以上の経費を支出してもなお残余金が生じる場合は、県にも配分される仕組みです。

【お問い合わせ先】

知事公室くまモングループ

担当：橋元、四方田

直通 096-333-2133（内線 5263）

；

商工観光労働部観光経済交流局国際課

担当：桶谷、吉田

直通 096-333-2159（内線 3182）